

事業場外労働に関する労使協定書

〇〇株式会社（以下「会社」という。）と会社の従業員代表〇〇〇〇は、労働基準法第38条の2第2項に基づき、従業員に事業場外労働をさせる場合の労働時間の算定に関して、下記のとおり協定する。

（対象者の範囲）

第1条 本協定は、営業販売部門に所属する従業員で、主として事業場外で業務に従事する者であって実労働時間が算定し難いものに適用する。

（みなし労働時間）

第2条 前条に定める従業員が、通常、労働時間の全部又は一部を事業場外において業務に従事し、労働時間を算定しがたい日については、休憩時間を除いて次の時間労働したものとみなす。

1日当たり8時間

（休憩時間）

第3条 第1条に定める従業員についても、就業規則第〇条に定める休憩時間を適用するものとする。ただし、業務の都合によって、定められた時間に休憩できない場合は、別の時間帯に所定の休憩を取ることとする。

（法定休日労働）

第4条 第1条に定める従業員が、会社からの特別の指示により就業規則第〇条に定める法定休日に勤務した場合には、会社は、賃金規程第〇条に基づいて、法定休日労働割増手当を支給する。ただし、出張中の場合はこの限りでない。

（深夜労働）

第5条 第1条に定める従業員が、会社からの特別の指示により深夜に勤務した場合には、賃金規程第〇条に基づいて、深夜割増手当を支給する。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までの1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに会社、従業員代表のいずれからも改定の申し出がない場合は、1年ごとに自動更新するものとする。

年 月 日

〇〇株式会社 従業員代表 〇〇〇〇 印

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印